株式交付に係る事前開示書面

（会社法第 816 条の２第１項及び会社法施行規則第 213 条の２に基づく開示事項）

2024 年９月 13 日

株式会社ＲＥＶＯＬＵＴＩＯＮ

2024年９月13日

株式交付に係る事前開示事項

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート12階
株式会社REVOLUTION
代表取締役　新藤弘章

当社は、2024年８月30日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2024年10月11日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社とし、WeCapital株式会社（以下「We社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこととといたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の２第１項及び会社法施行規則第213条の２に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

１．株式交付計画の内容（会社法第816条の２第１項）

別紙１のとおりです。

２．会社法第774条の３第１項第２号に掲げる事項についての定めが同条第２項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の２第１号）

当社は、本株式交付計画における本株式交付に際して譲り受けるWe社の普通株式の数の下限を、25,148株と定めております。

当社は、取得した履歴事項全部証明書及びWe社から開示を受けた株主名簿から、We社の普通株式の2024年７月31日現在における発行済株式総数が50,284株であること、種類株式又は新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在のWe社の発行済株式の状況を正確に反映していること、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他We社の株式に転換可能な権利の発行または付与を行う予定はないことをWe社に確認いたしました。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるWe社の普通株式の数の下限を25,148株とする定めが、会社法第774条の３第２項に定める要件を満たすと判断いた

しました。

３．会社法第 774 条の３第１項第３号から第６号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の２第２号）

（１）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当社は、We社の普通株式１株に対して、当社の普通株式12,429株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりWe社の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、当社が全て新規に発行する株式です。

なお、当社が譲り受けるWe社の普通株式の数の下限は25,148株とし、子会社化できる過半数以上の議決権数を確保できるようにいたします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は312,562,500株となり、2024年４月30日時点における当社の発行済株式総数668,974,248株に対する割合は46.72％となります。

	当社 （株式交付親会社）	We社 （株式交付子会社）
本株式交付に係る株式交付比率	12,429	1
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式：312,562,500株（予定）	

注１．単元未満株式の取扱い

本株式交付により、１単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるWe社の株主は、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなるWe社の株主は、会社法第192条第１項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第１項及び当社の定款第10条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

注２．１株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式１株に満たない端数の割当てを受けるWe社の株主に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

（２）本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際しては、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びWe社から独立した第三者算定機関である南青山FAS株式会社を選定し、2024年８月29日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得しました。当社は、当該算定結果を参考に、We社の資産・負債の状況、同社の現状・将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に検討を重ねた結果、上記「（１）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」記載の株式交付比率

は、南青山FAS株式会社が算定した株式交付比率レンジ内であり、当社の株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社及びWe社の株主との間の協議により変更することがあります。

②算定に関する事項

（ア）算定機関との関係

南青山FAS株式会社は、当社及びWe社の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

（イ）算定の概要

南青山FAS株式会社は、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、一定の流動性も有していることから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2024年８月29日を算定基準日として、当社の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値及び直近１か月間、２か月間及び３か月間の株価終値の単純平均値を基に、当社の株式価値を分析しております。

算定手法	算定結果（１株当たり株式価値）
市場株価法	24円　～　24円

また、We社については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、評価基準日時点での純資産額は将来のキャッシュ・フローを考慮した株式価値を示していないと判断されること、We社が今後実施する事業上の施策の進捗状況や実施確度如何によって利益水準は大幅に変動するため、類似上場会社比較法の計算要素である利益とマルチプル（倍率）のうち利益についていずれの事業年度の利益水準を採用すべきか客観的かつ合理的な判断が困難であること等を総合的に勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

DCF法においては、We社から提供を受けた2024年９月期から2028年９月期までの事業計画に基づき、We社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。提供を受けた下記事業計画は、今後大幅な増収増益を見込まれておりますが、同社子会社が運営する不動産クラウドファンディングサービスによる取扱物件の大幅な拡大を前提とした計画となっております。計画の前提として、We社から進捗状況の

報告、直近（2024年８月以降）の物件の償還に関する資料を受領し、進捗期である2024年９月期の状況を確認できたことから、提供された今後の事業計画に妥当性があると判断いたしました。

（単位：百万円）

	2024年９月期 （2024年6月～9月）	2025年９月期	2026年９月期	2027年９月期	2028年９月期
営業収益	3,468	62,477	95,390	126,624	176,947
営業費用	2,882	59,891	90,825	120,109	166,270
営業利益	586	2,586	4,565	6,515	10,678

なお、割引率は、「AICPA評価ガイダンス」に基づきWe社の事業ステージを考慮の上で、ベンチャー・キャピタル・ハードルレートを参考に50%～70%を採用しております。また、継続価値は、EV/EBITDA倍率によるエグジット・マルチプル法により算定した10.7倍に、コントロールプレミアム20～30％を加味した12.8倍～13.9倍を採用しております。

算定手法	算定結果（１株当たり株式価値）
DCF法	267,279円　～　516,344円

この結果、当社の普通株式１株当たりの株式価値を１とした場合の、We社の普通株式１株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果
11,027株　～　21,887株

南青山FAS株式会社は、株式交付比率の算定に際して、当社及びWe社から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で南青山FAS株式会社に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びWe社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照したWe社の事業計画に関する情報については、We社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。南青山FAS株式会社の分析結果は、2024年８月29日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、当該事業計画は本株式交付の実施を前提としておりません。また、南青山FAS株式会社による株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

４．会社法第774条の３第１項第８号及び第９号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の２第３号）

該当事項はありません。

５．株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第213条の２第４号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

We社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙２のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の２第５号イ）

該当事項はありません。

７．本株式交付が効力を生じる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の２第６号）

本株式交付は、会社法第 816 条の８第１項の規定により、異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙１

株式交付計画書

株式会社 REVOLUTION（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、WeCapital 株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は以下のとおりである。

商号：WeCapital 株式会社

住所：東京都港区六本木４丁目１－４　黒崎ビル３階

第２条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の株式の数の下限は、25,148 株とする。

第３条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際し、乙の株式の譲渡人に対して、当該株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に 12,429 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式 12,429 株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第４条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の２に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第５条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込の期日）

乙の株式の譲渡しの申込みの期日は、令和６年 10 月７日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第６条（効力発生日）

効力発生日は、令和６年 10 月 11 日とする。但し、本株式交付の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲は、これを変更することができる。

第７条（本株式交付の実行の条件）

本計画は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による承諾が得られなかった場合には、その効力を失う。

第８条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本株式交付の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は本計画の内容を変更し、または本株式交付を中止することができる。

第９条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、詳細な株式の譲受に際しての条件等本株式交付に必要な事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを定める。

令和６年８月 30 日

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート 12 階
株式会社 REVOLUTION
代表取締役　新藤弘章

別紙２

事　　業　　報　　告

（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）当会計年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当社の現況に関する事項

今年度における当社の経済環境をめぐる状況としては、令和5年6月30日における岸田政権の「貯蓄から投資へ」のメッセージが象徴した通り、個人のライフプランにあわせた多様な資産形成を後押しする金融サービス、金融商品が注目され、より市場の活発な動きが顕在化した年度でありました。

そのような中で、当社は新サービス投資・配当型クラウドファンディング「ヤマワケ」の開始目標を2023年9月26日に定めて、業務執行体制・組織を整備してきました。その第一弾として、不動産型クラウドファンディングのサービスである「ヤマワケエステート」を2023年9月26日に無事サービス開始できました。

「ヤマワケエステート」は、不動産特定事業第1号及び第2号事業者であるヤマワケエステート株式会社(旧株式会社CAL)で実施しております。

貸付型ファンドや事業ファンドについては、引き続き関東財務局とは、主にコンセプトシートを通じた折衝を継続的に行っております。

（２）設備投資の状況

当会計年度は、社用車購入、事務所移転に伴う内装費と基幹システムとしてグローシップ・パートナーズ株式会社より「CrowdShipFunding」を納入した事によりソフトウェアが計上されています。

建物（5,938千円）建物付属設備（1,232千円）工具器具備品（2,761千円）車両運搬具（5,795千円）一括償却資産（2,212千円）ソフトウェア（41,235千円）

（３）資金調達の状況

①借入金

当事業年度において、当社による金融機関からの借入金はございません。

②増資による資金調達

・令和4年11月30日に第三者割当増資により1,704株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。

・令和4年12月30日に第三者割当増資により1,184株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。

・令和5年2月28日に第三者割当増資により620株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。
・令和5年3月31日に第三者割当増資により55株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。
・令和5年5月31日に第三者割当増資により675株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。
・令和5年8月31日に第三者割当増資により745株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。
・令和5年9月25日に第三者割当増資により1,751株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。
・令和5年9月29日に第三者割当増資により139株の発行（払込金額1株につき182,013円）をいたしました。

（４）対処すべき課題

当面の課題としては、電子申込型電子募集業務及び貸付型ファンドのサービス開始に向けた体制構築となります。関東財務局手続き完了に向けて、電子申込型電子募集業務及び貸付型ファンドの2つのエリアを平行し、業務の内容及び方法の変更届出に向けた折衝を進めてまいりましたが、今後の方針としましては、当局による審査の早期完了を目指すため、まず、貸付型ファンドに集中して進める方針に変更しました。貸付型ファンドに集中することにより、第二種金融商品取引業での早期のサービス開始が実現する可能性が高くなることが予想されますが、このエリアも法令等が極めて厳しいエリアであり、引き続き関東財務局との密なコミュニケーションを図りつつ、折衝を続けてまいります。

（５）財産及び損益の状況

区分	第10期 令和4年9月期	第11期 令和5年9月期
売上高（千円）	0	222
営業利益（千円）	△147,889	△561,636
経常利益（千円）	△151,027	△565,063
当期純利益（千円）	△151,317	△566,190
1株当たり当期純利益	△7,280円82銭	△12,682円77銭
純資産（千円）	135,719	820,504
総資産（千円）	145,432	1339,952
1株当たり純資産	6,530円30銭	18,379円44銭

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

（６）子会社の状況

①ヤマワケレンディング株式会社の設立

当社は、令和4年12月28日に当社サービスのソーシャルレンディング事業を担うヤマワケレンディング株式会社を100％子会社として設立致しました。

②PerfectSolutionsGroup,Inc.,の株式取得
当社は、令和6年9月期においてOTC市場に上場する目的のため、令和5年6月30日に米国OTCBB市場に上場している特別買収目的会社（PerfectSolutionsGroup,Inc.,）の総株式数のうち80％にあたる8,456,000,000株を取得致しました。

③ヤマワケアート株式会社の設立
当社は、令和5年8月24日に当社のアート関連の事業、ギャラリー運営を担うヤマワケアート株式会社を100％子会社として設立致しました。

④ヤマワケエステート株式会社の株式取得
当社は、令和5年9月7日に不動産型クラウドファンディング事業のサービスを開始する目的として不動産特定共同事業第1号及び第2号事業者である株式会社CAL（現ヤマワケエステート株式会社）の株式を100％取得致しました。

（７）主要な営業所及び従業員の状況
①営業所

名称	所在地
本社	東京都港区西新橋1-17-16ARISTO虎ノ門3階
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神5-7-3福岡天神北ビル5階

②従業員の状況

従業員数（令和4年9月期）	従業員数（令和5年9月期）	前期末比増減
4名	27名	675％

（８）その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

①	発行可能株式数	100,000株	
②	発行済株式の総数	48,079株	
③	当事業年度末の株主数	153名	
大株主の氏名又は名称		所有株式	持株比率
TSM総合ファーム株式会社		24,778株	51.54%
大和財託株式会社		3,848株	8.00%
LonestaInvestment株式会社		1,887株	3.92%
エムトラスト株式会社		1,334株	2.77%
株式会社サムライパートナーズ		825株	1.72%
匿名組合1号（TSM総合ファーム株式会社）		779株	1.62%
CODE株式会社		557株	1.16%
AngelZInvestmentPartnership		554株	1.15%
津村武志		550株	1.14%
森武史		495株	1.03%

＊その他株式に関する重要な事項

当期において株式会社Qvouの持ち株7,200株を全て第三者に譲渡しています。

３．会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の氏名等

役職名	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役	松田悠介	株式会社スターコンサルティング代表取締役	
代表取締役	橋口遼		
取締役	竹岡裕介	TSN総合ファーム株式会社代表取締役	
取締役	芝清隆		
取締役	吉田拓巳	株式会社セブンセンス代表取締役	社外
取締役	五味田匡功	株式会社中庸代表取締役	社外
監査役	若狭清史		社外

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役	4名	月額900千円
社外取締役	2名	月額200千円
監査役	1名	月額50千円
計	7名	月額1,150千円

貸借対照表

（令和5年09月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	569,498	【流動負債】	519,448
現金及び預金	7,003	短期借入金	165,075
立替金	17,106	未払金	321,931
前払費用	24,573	未払費用	1,942
未収入金	471,740	未払給与	10,859
仮払金	356	賞与引当金	6,471
未収還付消費税	48,717	預り金	4,695
【固定資産】	770,454	未払法人税等	8,472
有形固定資産	14,635	負債の部合計	519,448
建物	5,938	純資産の部	
建物附属設備	1,232	【株主資本】	820,504
工具器具備品	2,761	資本金	802,225
車両運搬具	5,795	資本剰余金	766,225
一括償却資産	2,212	資本準備金	766,225
減価償却累計額	△3,306	繰越利益剰余金	△747,947
無形固定資産	41,235	(うち当期純損失)	△566,190
ソフトウェア	41,235	利益剰余金	△747,947
投資その他の資産	714,583		
敷金	4,000		
長期前払費用	690		
差入保証金	7,878		
預託金	1,014		
関係会社株式	701,000	純資産の部合計	820,504
資産の部合計	1,339,952	負債及び純資産合計	1,339,952

損益計算書

（令和4年10月01日から令和5年09月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
【売上高】		
売 上 高		222
【売上原価】		
売 上 総 利 益		222
【販売管理費】		
販 売 管 理 費 計		561,858
営 業 損 失		△561,636
【営業外収益】		
受 取 利 息	3	
雑 収 入	413	416
【営業外費用】		
雑 損 失	3,843	3,843
【経 常 損 失】		△565,063
【特別損失】		
【特別損失】		
税 引 前 当 期 純 利 益		△565,063
【法人税等】		
法 人 税 等		1,125
当 期 純 利 益		△566,190

株主資本等変動計算書

（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本										純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	自己株式申込証拠金	計	
			資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
						別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	176,738		140,738				△181,756			135,719	135,719
新株の発行	625,487		625,487								
特別償却準備金積立て											
特別償却準備金取崩し											
剰余金の配当											
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て											
当期純利益							△566,190			△566,190	△566,190
自己株式の取得											
株主資本以外（純額）											
当期変動額							△566,190			△566,190	△566,190

個別注記表

（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

１．この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法関連会社株式・・移動平均法による原価法

(2)　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び平成２８年４月１日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　３，３０６千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数４８，０７９株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数　０株

以上